

志摩都市計画汚物処理場の変更（志摩市決定）

都市計画汚物処理場第 1 号鳥羽志勢広域連合し尿焼却場を廃止する。

理由

別紙理由書のとおり

新 旧 対 照 表

志摩都市計画汚物処理場の変更（志摩市決定）

都市計画汚物処理場第 1 号鳥羽志勢広域連合し尿焼却場を廃止する。

ゴシック斜体：旧

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	汚物処理場名			
1	鳥羽志勢広域連合し尿焼却場	志摩市阿児町鶴方字奥ノ野	約 5,000 m ²	
—	—	—	—	—

理由書

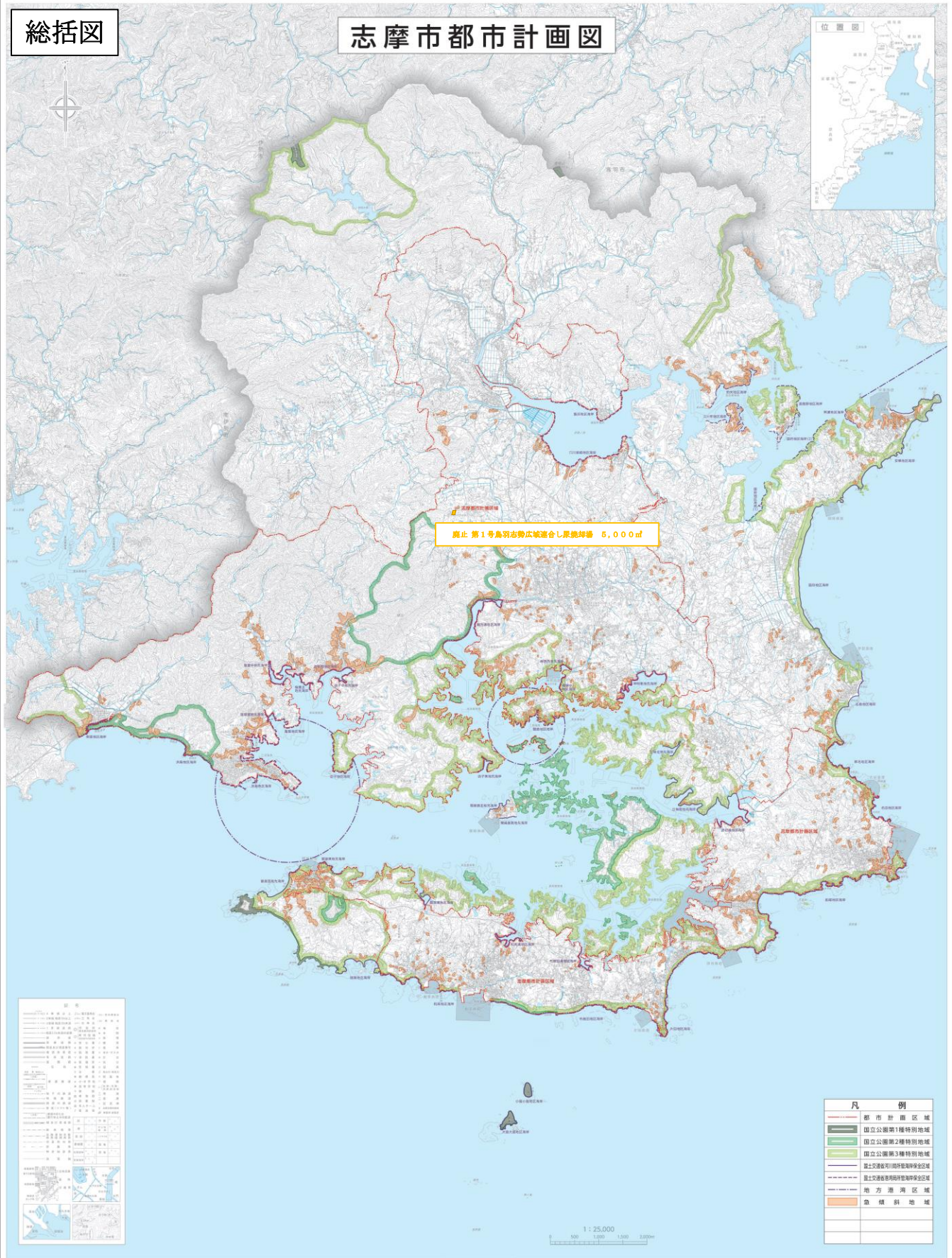
志摩市では、平成 18 年 3 月（平成 28 年 3 月改定）に策定した「志摩市生活排水処理基本計画」に基づき生活排水処理施設の効果的・効率的な整備を推進し、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ってきたところである。し尿等については、鳥羽志勢広域連合広域計画に基づく広域処理により、環境基準に配慮しながら安全かつ安定的に処理を行っている。

当該汚物処理場（鳥羽志勢広域連合し尿焼却場）については、昭和 56 年に当初都市計画決定がなされ、その後、昭和 57 年から稼働を開始し、志摩市内で排出されるし尿の焼却処理を行ってきたが、平成 19 年の鳥羽志勢クリーンセンター（広域処理施設）の稼働に伴い、し尿焼却場としての機能を停止し、建屋を残したまま受入先である鳥羽志勢クリーンセンターの中継槽として活用していた。その後、平成 29 年には建屋を解体し、当該汚物処理場敷地内に新たな中継槽の建設を行い、現在に至るまで利用がなされている。

この度、令和 6 年 2 月に鳥羽志勢広域連合が策定した「鳥羽志勢広域連合第 6 次広域計画」において、将来的にし尿焼却場として利用しないことが明確となったことから、当該汚物処理場を廃止するものである。

総括図

志摩市都市計画図



禁止 第1号鳥羽志摩広域連合し尿処理場 5,000㎡

図名

志摩市都市計画図

縮尺 1:25,000

作成日 令和二年十二月

更新日 令和二年十二月

作成者 志摩市都市計画課

更新者 志摩市都市計画課

備考

1. 本図は、志摩市都市計画条例に基づき作成されたものである。

2. 本図は、志摩市都市計画部局の所管する区域を示すものである。

3. 本図は、志摩市都市計画部局の所管する区域を示すものである。

4. 本図は、志摩市都市計画部局の所管する区域を示すものである。

5. 本図は、志摩市都市計画部局の所管する区域を示すものである。

6. 本図は、志摩市都市計画部局の所管する区域を示すものである。

7. 本図は、志摩市都市計画部局の所管する区域を示すものである。

8. 本図は、志摩市都市計画部局の所管する区域を示すものである。

9. 本図は、志摩市都市計画部局の所管する区域を示すものである。

10. 本図は、志摩市都市計画部局の所管する区域を示すものである。

凡例

赤線	都市計画区域
緑線	国立公園第1種特別地域
黄線	国立公園第2種特別地域
青線	国立公園第3種特別地域
黒線	国土交通省引揚げ物貯留安全区域
赤点線	国土交通省引揚げ物貯留安全区域
青点線	地方港湾区域
茶色	急傾斜地域



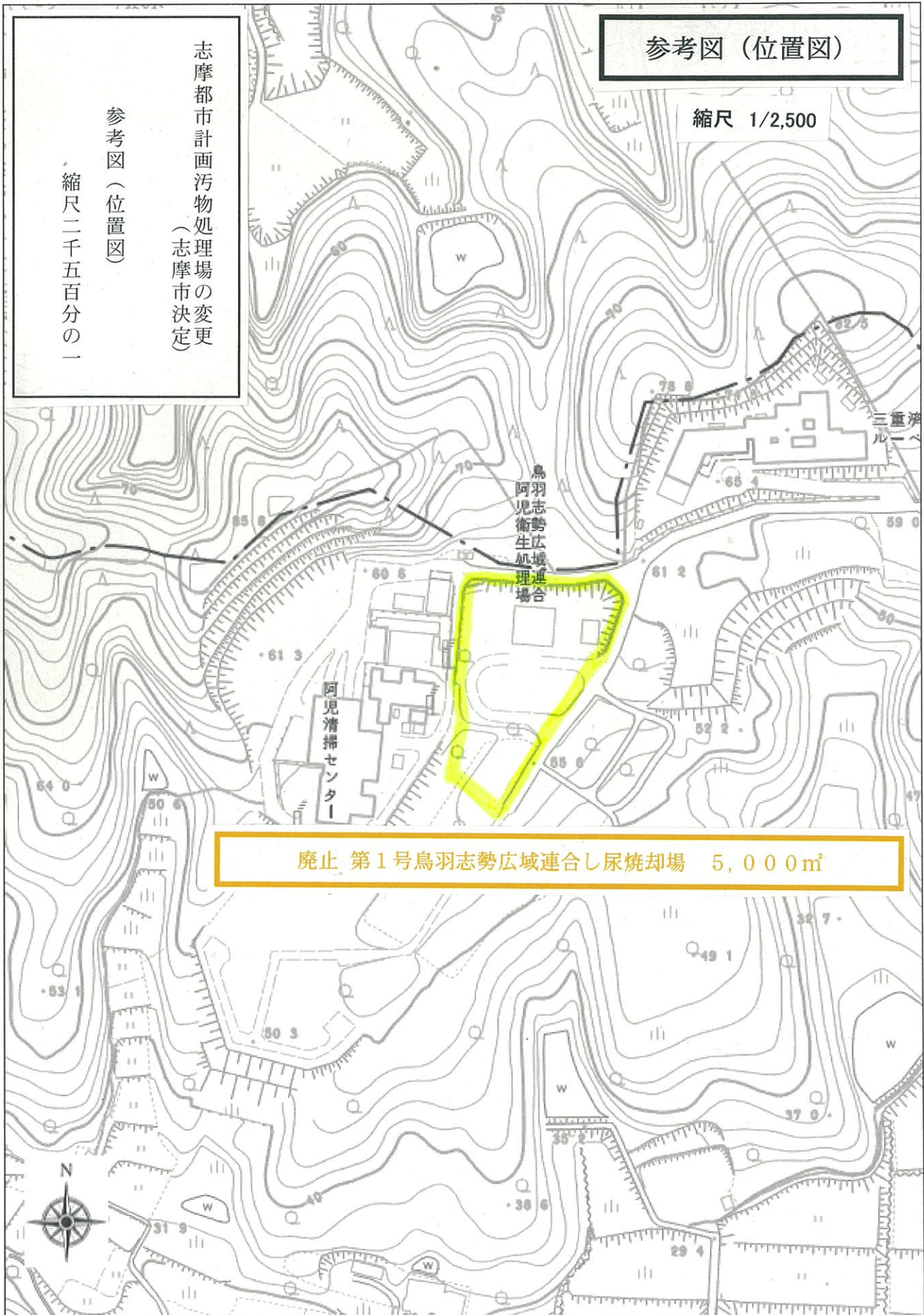
参考図 (位置図)

縮尺 1/2,500

志摩都市計画汚物処理場の変更
(志摩市決定)

参考図 (位置図)

縮尺二千五百分の一



都市計画の策定の経緯の概要

志摩都市計画 汚物処理場の変更について

事 項	時 期	備 考
関 係 機 関 調 整	令和7年9月19日・25日	
志摩建設事務所協議	令和7年9月25日	
事 前 協 議	令和7年10月6日	
事 前 協 議 回 答	令和7年10月27日	
広報等の発行日(縦覧期間掲載)	令和7年11月1日	
計 画 案 の 縦 覧	令和7年11月7日から 令和7年11月21日まで	
市 都 市 計 画 審 議 会	令和7年12月中	
三重県知事への協議申出	令和8年1月上旬	
三重県知事回答{協議}	令和8年1月下旬	
決 定 告 示	令和8年2月上旬	

調整メモ

志摩都市計画汚物処理場の変更について（志摩市決定）

調整・協議期間 令和7年9月19日 ～ 令和7年9月25日

関係部局	意見・協議内容	措置
環境・ごみ対策課	意見なし	

打合せ（協議）メモ

都市計画	の決定（変更）	志摩市
------	---------	-----

件名	志摩都市計画汚物処理場の変更（志摩市決定）について		第1回	前回打合せ 年 月 日
協議年月日	令和7年9月25日（木）		場 所	電話協議
出席者	相手方	三重県環境生活部環境共生局 資源循環推進課 リサイクル推進班 濱地技師	配付資料 （提出資料）	特になし
	当 方	志摩市建設部都市計画課 逢阪課長補佐		
打合せ（協議）の内容及び結果			指 示 事 項	
協議内容				
○鳥羽志勢広域連合し尿焼却場の廃止に伴う都市 計画決定（変更）を実施するための意見照会。				
○今回の件については、特に意見はないとのこと。				

打合せ（協議）メモ

都市計画	の決定（変更）	志摩市
------	---------	-----

件名		志摩都市計画汚物処理場の変更（志摩市決定）について	第1回	前回打合せ 年 月 日
協議年月日		令和7年9月25日(木)	場 所	電話協議
出席者	相手方	三重県環境生活部環境共生局 廃棄物対策課 廃棄物規制・審査班 畑中様	配付資料 (提出資料)	特になし
	当 方	志摩市建設部都市計画課 逢阪課長補佐		
打合せ（協議）の内容及び結果			指 示 事 項	
協議内容				
○鳥羽志勢広域連合し尿焼却場の廃止に伴う都市				
計画決定（変更）を実施するための意見照会。				
○今回の件については、特に意見はないとのこと。				

打合せ（協議）メモ

都市計画	の決定（変更）	志摩市
------	---------	-----

件名	志摩都市計画汚物処理場の変更（志摩市決定）について		第1回	前回打合せ 年 月 日
協議年月日	令和7年9月19日（金）		場 所	電話協議
出席者	相手方	三重県環境生活部環境共生局 大気・水環境課 大気環境班 砂田班長	配付資料 （提出資料）	特になし
	当 方	志摩市建設部都市計画課 逢阪課長補佐		
打合せ（協議）の内容及び結果			指 示 事 項	
協議内容（電話協議）				
○鳥羽志勢広域連合し尿焼却場の廃止に伴う都市				
計画決定（変更）を実施するための意見照会。				
○今回の件については、特に意見はないとのこと。				

打合せ（協議）メモ

都市計画	の決定（変更）	志摩市
------	---------	-----

件名	志摩都市計画汚物処理場の変更（志摩市決定）について		第1回	前回打合せ 年 月 日
協議年月日	令和7年9月25日(木)		場 所	電話協議
出席者	相手方	三重県志摩建設事務所 総務・管理・建築室 建築開発課 上井主幹	配付資料 (提出資料)	特になし
	当 方	志摩市建設部都市計画課 逢阪課長補佐		
打合せ（協議）の内容及び結果			指 示 事 項	
協議内容（電話協議）				
○鳥羽志勢広域連合し尿焼却場の廃止に伴う都市				
計画決定（変更）を実施するための意見照会。				
○今回の件については、特に意見はないとのこと。				

県土第12-137号
令和7年10月24日

志摩市長 橋爪 政吉 様

三重県県土整備部 理事



志摩都市計画汚物処理場の変更について（回答）

令和7年10月6日付け都計第206号で事前協議のあったことについては、
異存ありません。



事務担当

県土整備部 都市政策課
都市計画班 大場・村田

TEL 059-224-2718

FAX 059-224-3270



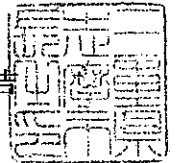
志摩市公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに志摩市に意見書を提出することができる。

令和 7 年 11 月 7 日

志摩市長 橋爪 政吉



1. 都市計画の種類及び名称

志摩都市計画汚物処理場

都市計画汚物処理場鳥羽志勢広域連合し尿焼却場

2. 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3. 縦覧場所

志摩市 建設部 都市計画課

4. 縦覧期間

自 令和 7 年 11 月 7 日

至 令和 7 年 11 月 21 日

案の縦覧結果報告書

縦覧期間	令和7年11月7日～令和7年11月21日	
縦覧者数	0名	
意見書数	0通	
意見書の要旨	市(町)の見解	
—	—	